記載要領等	特例農地等の異動の明細書

《使用目的》

この明細書は、継続届出書の提出期限前３年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第 70 条の４第 27 項・第 70 条の６第 32 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の６第 32 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の４第 27 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

３　「贈与価額・農業投資価格超過額（円)」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。

４　「譲渡等の年月日」及び「態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

（注）　農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、同法第 43 条第１項の規定による届出に係る受理通知書に記載されたその届出の効力発生日を記載するとともに、高度化施設用地と記載してください。

５　上記４（注）の場合に該当する場合には、その特例農地等が農地法第 43 条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。